

19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における収入基準額が変わります。（令和7年10月から）

令和7年度の税制改正を踏まえて被扶養者認定の収入基準額を改正します。

現行の収入基準額	年額130万円。ただし、障害年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する方または60歳以上の方は、年額180万円。
----------	---

<変更点>

令和7年10月1日以降は、収入基準額が130万円の方について、認定対象者が19歳以上23歳未満（注）である場合にあっては、150万円とします。ただし、組合員の配偶者は除きます。

（注）所得税法上の取扱いと同様とし、その年の12月31日現在の年齢で判定します。

例：令和7年中に収入基準額を150万円として取り扱うのは、平成15年1月2日から平成19年1月1日生まれの方となります。

	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳
	▼	▼	▼	▼	▼	▼
扶養認定	N - 1 年	N 年	N + 1 年	N + 2 年	N + 3 年	N + 4 年
	130万円	150万円				130万円

N年(暦年)・・・19歳の誕生日を迎える年

この改正によって新たに基準を満たし被扶養者の認定を希望される場合は、速やかに被扶養者申告書（認定）を所属所を経由して当共済組合へ届け出てください。事由が発生した日から30日を過ぎて届出をされた場合は、その届出を共済組合が受理した日を扶養認定日としますのでご注意ください。